

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">第 8 章 その他の財産 第 1 節 株式及び出資</p> <p>(評価差額に対する法人税額等に相当する金額)</p> <p>186-2 185((純資産価額))の「評価差額に対する法人税額等に相当する金額」は、次の(1)の金額から(2)の金額を控除した残額がある場合におけるその残額に <u>38%</u> (法人税 (地方法人税を含む。)、事業税 (地方法人特別税を含む。)、道府県民税及び市町村民税の税率の合計に相当する割合) を乗じて計算した金額とする。</p> <p>(1)及び(2) (省 略)</p> <p>(注) (省 略)</p>	<p style="text-align: center;">第 8 章 その他の財産 第 1 節 株式及び出資</p> <p>(評価差額に対する法人税額等に相当する金額)</p> <p>186-2 185((純資産価額))の「評価差額に対する法人税額等に相当する金額」は、次の(1)の金額から(2)の金額を控除した残額がある場合におけるその残額に <u>40%</u> (法人税 (地方法人税を含む。)、事業税 (地方法人特別税を含む。)、道府県民税及び市町村民税の税率の合計に相当する割合) を乗じて計算した金額とする。</p> <p>(1)及び(2) (同 左)</p> <p>(注) (同 左)</p>